

② 民法

● 未成年者の法律行為

未成年者(20歳未満の者)が契約するときは、保護者など法定代理人の同意が必要です。

法定代理人の同意のない契約は、法定代理人や未成年者本人から取り消しを主張できます。(未成年者取消し)

◎ただし、以下の場合は取り消しができません。

- ①小遣いによる契約 ②「成人している」「保護者など法定代理人の承諾がある」と嘘をついて契約した場合
- ③保護者など法定代理人に許可された営業に関する取引 ④結婚している場合 ⑤20歳になった後、追認した場合
- ⑥25歳以上になった場合(未成年者が成年になったときから5年間で取消権が時効になるため)

● 上記以外で契約の解消を検討できる場合

契約の覚えがない、申し込みをしていない／契約するつもりはなかったのに、言い間違い、書き間違い(錯誤)があった／相手が契約の内容通りに実行してくれない／騙された、脅された／双方で契約解消の合意がある場合

③ 特定商取引に関する法律(特定商取引法)

日常生活で身近にみられる特殊な7つの取引について、事業者の不当な行為を取り締まり、消費者とのトラブル防止を図るために一定のルールを定めています。

■「特定商取引法」の対象となっている7つの取引と主なルール

取引の種類	内 容	クーリング・オフ期間*1	中途解約*2	トラブルの原因
訪問販売	・自宅又は職場への訪問販売 ・キャッチセールス、アポイントメントセールス(P6参照)など	8日間	過量販売*3	消費者が自ら求めないのに、突然勧誘を受ける
訪問購入	自宅など営業所等以外で、事業者が貴金属、宝石、金貨、着物などの物品の購入を行う取引	8日間	—	
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた契約	8日間	—	
通信販売	雑誌・カタログ・インターネットなどの広告を見て、郵便、電話、インターネット等で契約	(返品制度*4)	—	事業者と対面して商品や販売条件を確認できない
特定継続的 役員提供	エステティックサロン、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種が対象	8日間	○	長期・高額の負担を伴う
連鎖販売取引 (マルチ商法)	他の人を加入させれば利益が得られると勧誘し、商品やサービスを契約させる	20日間	○	ビジネスに不慣れな個人を勧誘する
業務提供 誘引販売取引 (内職・モニター商法)	仕事の紹介や仕事を提供するために必要であると、商品やサービスを契約させ、登録料を支払わせる	20日間	—	

- *1 クーリング・オフ期間…販売業者やクレジット業者等に、一定事項の記載と交付を義務付けた申込書面又は契約書面である法定書面を交付する義務を課しています。これらの法定書面を受け取った日を1日目として計算します。
- *2 中途解約…特定継続的役員提供、連鎖販売取引について中途解約が認められています。解除理由は不要で、クーリング・オフ期間経過後は、契約期間内であれば、将来に向かって契約解除ができます。(ただし、それぞれ定められた条件を満たす必要があります。)
- *3 過量販売…訪問販売にのみ「過量販売解除権」があります。訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入契約した場合、契約後1年間は契約を解除できます。
- *4 返品制度…通信販売では、広告に返品の可否や条件等を明記するよう義務付けられています。返品について特約の表示がない場合、商品を受け取った日から8日以内であれば、売買契約の解除ができる制度です。(ただし、送料、返還費用は購入者の負担です。解除通知は期間内に相手に届け出る必要があります。)

● 特定商取引法の取り消し

勧誘のとき

- 事業者が商品について重要なことを言わなかった
- 事業者がうその説明をした

消費者が誤って
契約をした

契約を取り消す
ことができる

契約社会と悪質商法

トラブルにあわないために、さまざまな悪質商法の手口や対策を知っておくことが大切です。①自分に本当に必要な商品・サービスが落ちていて考える、②契約内容(契約書)をよく確認し、よく理解した上で契約する、などの契約の基本をおさえ、トラブルを防止しましょう。



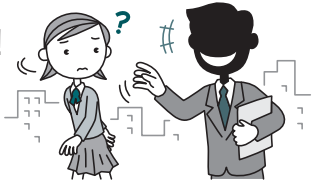
表紙の「ダマサレ度チェック」の診断結果はどうだったかな？

◆Aタイプのあなたは… キャッチセールスにねらわれやすいタイプです！

路上で呼び止めた後、営業所や店舗に同行させて勧誘をする販売方法です。

事例

「読者モデルにならない？」と街中で声をかけられたので事務所へ付いて行き登録書にサインしたら、レッスン料や撮影料などの請求を受けた。



- 多くは、販売目的を明らかにせず近づいてきます。
- ひとりで決めず、保護者に相談すると言って、はっきり断りましょう。
- もしも契約してしまったら… → 契約書を受け取って8日以内なら、クーリング・オフができます。

◆Bタイプのあなたは… アポイントメントセールスにねらわれやすいタイプです！

販売目的を明らかにせず、あるいは他より有利な条件で契約できるなどと言って、電話やメールで営業所や喫茶店に呼び出し、勧誘をする販売方法です。

事例

「プレゼントが当たった」と電話がかかってきたので営業所に取りにいったら、高額なアクセサリーをクレジットで買うように勧誘された。



- 「プレゼント」「あなただけ特別」などの甘い言葉に乗せられないようにしましょう。
- 知らない人やインターネットなどで知り合った人から誘われても出かけてはいけません。
- もしも契約してしまったら… → 契約書を受け取って8日以内なら、クーリング・オフができます。

◆Cタイプのあなたは… マルチ商法にねらわれやすいタイプです！

会員が友人などを誘い商品を購入させて、さらに会員を勧誘することを繰り返して組織を拡大する商法です。

事例

友達から「儲かるネットワークビジネスがある」と誘われ説明会に行った。会員になり、健康食品を50万円で契約して代金を支払ったが、商品は売れないし、誰も新たに加入してくれない。

- 高校生や大学生に被害が広がっています。
- 儲かるどころか、多額の借金や商品の在庫を抱えることになります。
- もしも契約してしまったら… → 契約書を受け取って20日以内なら、クーリング・オフができます。中途解約することもできるので、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



◆Dタイプのあなたは… 悪質商法にねらわれにくいタイプです！

でも、安心しないで。今後も“消費者力”をアップしましょう！

こんな時も注意！

インターネットを利用した契約

事例

有名ブランドの新品スニーカーをネット通販で注文したが、届いた商品はまったく別のものだった。

- 通信販売には、法律で定めたクーリング・オフ制度がありません。返品条件を必ず確認しましょう。
- 事業者の問合せ先、価格、送料、支払方法と時期、商品の引き渡し時期、オンラインマーク(*1)の表示があるか、セキュアモード対応(*2)か、入力ミスはないか、などを確認しましょう。
- 前払いはとても危険です。



(*1)オンラインマーク…一定の基準を満たした信頼できるオンラインショッピング事業者に対して日本通信販売協会が発行する認定証



(*2)セキュアモード…より安全に情報を送信する手段。パソコン画面の右上または、右下に鍵マークが出ます。

事例

ネットオークションやSNSで落札し、代金を振り込んだが商品が届かない。

トラブル多発! 確認しましょう。

- ①取引前…サイトの注意事項、品物、相手の取引状況や評価、返品条件、価格相場、相手の個人情報や連絡先
- ②取引時…相手の身元確認、取引は安全な方法を選ぶ

写真とぜんぜんちがうじゃん!?



- 補償制度や、サイトが一旦代金を預かる「エスクローサービス」があるかを確認しましょう。

クーリング・オフは消費者の強い味方

いったん成立した契約は守らなくてはなりません。しかし、訪問販売や電話勧誘などのように、消費者が突然不意打ち的に勧誘を受けるような場合には、消費者が冷静に判断できないまま契約してしまうことが起こりがちです。そこで、頭を冷やして考え直す機会を特定商取引法などでは、特別に設けています。これを**クーリング・オフ制度**といい、一定の条件のもとで、消費者が一方的に契約を解除することができます。

しまった!と思ったとき、クーリング・オフできるかチェックしてみよう!!

(訪問販売やキャッチセールス、アポイントメントセールスの場合)

1 契約した場所は①～③のどれかにあたりますか?

① 自宅、喫茶店、1日だけの展示場の場合など、営業所以外の場所。 ② 営業所以外の場所で勧誘され、営業所に連れて行かれた。(キャッチセールス) ③ 販売が目的だと告げられず電話などで呼び出された。(アポイントメントセールス)



2 法定の契約書面をもらった日を含めて8日以内ですか?

事業者が書面を渡さなかった場合や、受け取った書面にクーリング・オフが記載されていないなど書面不備の場合は、8日間が過ぎていてもクーリング・オフができます。



3 代金は3,000円以上ですか?

総額3,000円未満の現金払いの場合はクーリング・オフできません。



4 クーリング・オフしたいものは何ですか?

法律で除外されたものを除き、原則として、すべての商品・サービスに関してクーリング・オフをすることができます。



クーリング・オフできます

クーリング・オフ通知の書き方はP8参照。

クーリング・オフできなくてもあきらめないで!

消費者契約法(P4)や民法(P5)、特定商取引法(P5)を利用して、契約の取消しができるケースかもしれません。困ったら消費生活センター等に相談しましょう。

クーリング・オフの効力は?

- クーリング・オフの通知を発信した時点で発生します(発信主義)。期間内に相手に到着してなくてもかまいません。
- 契約は初めからなかったことになり、未払い代金の支払い義務はなくなります。既に払っているなら代金を返金してもらえます。
- 商品を受け取っている場合には返還する必要があります。その返送費用は事業者の負担です。

こんなとき

クーリング・オフはできません!

① 自分から店に出向いて購入した場合

② 通信販売で購入した場合

インターネットやテレビ・雑誌・カタログなどを見て申し込む場合を通信販売といいます。通信販売は、購入するかどうかじっくり検討できるという理由から、クーリング・オフはできません。ただし、通信販売の広告に「返品不可」や「返品できる場合の条件」などが明示されていない限り、商品を受け取ってから8日以内は、送料を消費者が負担すれば返品することができます。

※現物を見ずに注文するので、届いた商品がイメージと違うといったトラブルも多く発生しています。注意しましょう。

③ 乗用自動車

乗用自動車はクーリング・オフの対象外なので、たとえ訪問販売で契約してもクーリング・オフはできません。購入するにあたっては、十分に時間をかけて検討することが一般的とされ、適用除外品となっています。

④ 「指定された消耗品」を使用した場合(健康食品、化粧品、石けん、洗剤など)

法律で指定された消耗品を使った場合はクーリング・オフできません(未使用の分は可能)。ただし、クーリング・オフについての記載がない場合や、販売員に促されて使用した場合はクーリング・オフできます。

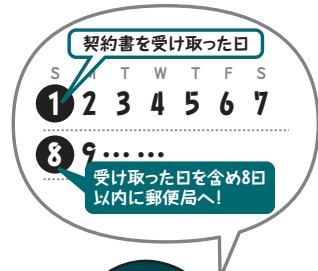


クーリング・オフ通知の書き方

クーリング・オフは必ず書面(ハガキ等)で通知しましょう。

(訪問販売や電話勧誘による契約の場合は、契約書を受け取った日を含め、**8日以内**に通知します。)

実際に契約したつもりで記入してみましょう!



ハガキ(表)

〒□□□□□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社
代表者 様

(特定記録郵便)
または(簡易書留郵便)

ハガキ(裏)

申込(契約)日 平成 □年 □月 □日

商品等名称

商品等価格 円

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払済みの □万円は、直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

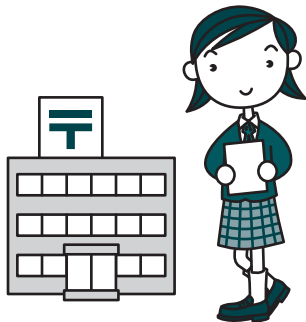
平成 □年 □月 □日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名



- 必ず書面で、通知します。ハガキは両面をコピーし、証拠として保存します。
- ハガキは郵便局から「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」で出しましょう。(郵便局で渡される受領証は、ハガキのコピーとともに保存)
- 支払いがクレジットの場合は、クレジット関連会社にも通知します。
- 《ハガキ(裏)》の □内は、代金を未払いの場合や商品を受け取っていない場合、支払いがクレジットの場合は記入しません。



◆◆◆ 消費者市民社会をめざそう ◆◆◆

消費者教育推進法では、一人ひとりの消費者が、自分たちだけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」の実現をうたっています。

環境や社会に配慮して行動するなど、身近なところから取り組み、「消費者市民社会」をめざしましょう。



僕は詰め替えタイプのシャンプーを使っているよ!



本を買うときは、紙のブックカバーをもらわないようにしているんだ!

少しの工夫で
ゴミを減らそう!

「リデュース」について調べてみよう

自分の近所でフェアトレードチョコを
買いたいから、コンビニの社長さん
にお願いの手紙を送ったの。
そうしたら、お店で取り扱ってくれる
ことになったわ!



消費者の声は社会を
動かします!

あなたの提案を
企業に届けてみよう

ほかにも調べてみよう!

- リコール情報
- 製品事故
- フードマイレージ
- 食品ロス
- 地産地消
- FSC森林認証
- MSC認証漁業
- エシカルファッション
- フェアファイナンス

調べたことを友だちや家族など、周りの人に伝えてみよう!